

規程43の3)。

そして、今回の改訂によってCG報告書の内容に変更が生じたときは、後述するプライム市場の上場会社のみを対象とする原則に係るものを除き、準備ができ次第速やかに、遅くとも2021年12月末日までに変更後の同報告書を提出する必要がある(東証の有価証券上場規程2021年6月11日改正付則(以下、「改正付則」という)3項(同日付け東証上場24号))。

他方で、上場会社は、CGコードの改訂にかかわらず、本来、CGコードに関する事項(その各原則を実施しない理由を含む)について記載したCG報告書の内容に変更が生じた場合には、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく更新を行うこととなっている(東証の有価証券上場規程41①②、有価証券上場規程施行規則415②、①②)。以上をまとめると、2021年中に開催される定時株主総会の終了後、いったん改訂前のCGコードに沿った内容でCG報告書を更新し、その後、2021年12月末日までに、改訂後のCGコードを踏まえてあらためて更新することによりこととなる⁽²⁾。

たとえば、6月総会の上場会社の場合、2021年6月開催の定時株主総会の終了後は、改訂前のCGコードに沿った内容でCG報告書を更新し、その後、2021年12月末日までに、改訂後のCGコードの内容に沿ってあらためて更新すること足りる。他方で、12月総会の上場会社の場合、2021年12月開催の定時株主総会の終了後、2021年12月末日までに、あえて2回に分けてCG報告書を更新することは想定しがたく、實際上、改訂後のCGコードの内容に沿って、1回更新することになると考えられる。

以上に対し、改訂後のCGコードでは、2022年4月4日に予定されている東証の市場区分の見直し後の新市場区分である「プライム市場」の上場会社のみを名宛人とする原則が新たに設けられている。そして、改訂後のCGコードに規定された内容のうち、プライム市場の上場会社のみを対象とするものは、2022年4月4日から適用される(改正付則2項)。そのため、プライム市場の上場会社のみを対象とする原則に關しては、2022年4月4日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出されるCG報告書から

記載すれば足りる⁽³⁾。したがって、4月総会のプライム市場の上場会社から順次、当該原則に対応したCG報告書を提出することとなる。以上が東証の定める対応の期限であるが、各上場会社が、任意に、プライム市場の上場会社のみを対象とする原則への対応を含め、これらの期限よりも早く、今回の改訂に対応したCG報告書を提出することはもちろん可能である。

(2) 東証コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴う実務対応(2021年4月作成、5月更新)10頁。
(3) 前掲注2・10頁。

第2章

3分の1以上を確保する方法は 独立社外取締役の 機能強化のポイント

【この章のエッセンス】

●プライム市場の上場会社は、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役の選任が求められる。

●そのため、監査等委員会設置会社に移行する上場会社が少なくない
とみられる。

●プライム市場かどうかを問わず、
上場会社は、独立社外取締役の少

なくとも1名は、他社での経営経験を有する者であることが求められる。